

# 熊本県公報

号外 第13号の5  
平成20年3月31日(月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>登 載 依 頼</b>	
○有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例 .....(有明海自動車航送船組合)	1
○有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)に対する退職手当支 給に関する条例.....( " )	2
○有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則 .....( " )	3

## 登 載 依 頼

有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 瀬谷 義子

### 有明海自動車航送船組合条例第一号

#### 有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例

##### (目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第三項の規定に基づき、管理者で常勤の者(以下「管理者」という)の給料及び手当の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

##### (給料)

第二条 管理者の給料は、月額六十四万円とする。

##### (期末手当)

第三条 管理者に対しては、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和二十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に百分の四十五を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

##### (支給)

第四条 この条例に定めるもののほか、給料及び手当の支給については、一般職の職員の例による。

##### (規則への委任)

第五条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）に対する退職手当支給に関する条例をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合条例第三号

有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）に対する退職手当支給に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、管理者で常勤の者（以下「管理者」という。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第二条 管理者が退職し又は死亡したときは、有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当に関する条例（昭和二十三年有明海自動車航送船組合条例第六号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより退職手当を支給する。

2 退職手当は、管理者が退職した場合はその者に、死亡した場合はその者の遺族に支給する。

（退職手当の額）

第三条 退職手当の額は、管理者の給料月額に百分の十三を乗じた額に、更にその在職期間の月数を乗じて得た額とする。

（在職期間の計算）

第四条 前条に規定する在職期間の月数は、任命された日の属する月から、任期満了又は退職若しくは死亡した日の属する月まで引き続いた在職期間の月数とする。

（退職手当の支給制限）

第五条 管理者が禁錮以上の刑に処せられて失職し、又は懲戒処分として免職された時は、退職手当は、支給しない。

2 管理者が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下この項及び次条第三項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき、又は管理者若しくは管理者であつた者に対し退職手当が支払われていない場合において、その者が在職中若しくは在職前の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときは、退職手当（刑事事件に関し起訴されることとなつた行為前の任期満了又は退職に係る退職手当を除く。）

は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

（退職手当支給の一時差止め）

第六条 管理者又は管理者であつた者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職中又は在職前の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対して退職手当（刑事事件に関して、その者が逮捕されることとなつた行為前又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた行為前の任期満了又は退職に係る退職手当を除く。以下この条において同じ。）を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和二十七年法律百六十号）第十四条又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職中又は在職前の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- 二 一時差止処分を受けたものがその者の在職中又は在職前の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第七条 管理者又は管理者であつた者に対し既に退職手当を支給している場合において、その者が在職中又は在職前の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当(刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられることとなつた行為前の任期満了又は退職に係る退職手当を除く。)を返納させることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第八条 第二条第三項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者(届出をしないが、管理者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で管理者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
  - 三 前各号に掲げる者の外、管理者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第三号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第三号及び第四項に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

(この条例施行に関し必要な事項)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、常勤の管理者が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合規則第三号

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合組織規則(昭和二十三年有明海自動車航送船組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 事業部の所在地は、長崎県雲仙市国見町とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

